

# 東京都立八王子東高等学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 将来わが国を背負って立つ有為なリーダー育成のために、すべての生徒が安心して学習やそのほかの活動に取り組むことが出来るような学校生活を実現する。
- (2) (1) に掲げる学校実現のため、「いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、決して許されるべきものでなく、重大な人権侵害である」ということを生徒、保護者、教職員のすべてが理解し、その防止に努める。
- (3) いじめは、いついかなるところでも起こりうるということを念頭に、生徒・保護者・教職員が一丸となり、いじめを黙認せず日常的に情報交換、情報共有に努め「未然防止」「早期発見」に取り組む。
- (4) すべての生徒が、自分の言動が他人を傷つけているかもしれないという前提に立ち、自分を深く理解し且つ相手の立場に立った人間となれるよう支援する。
- (5) (3)、(4) に挙げる活動に十分に取り組むとともにいじめに移行しそうな対人トラブルなどを予防し、「早期対応」及び「重大事態への対処」の各段階に応じて、教職員が一丸となって迅速かつ適切に対応していく。

## 2 学校及び教職員の責務

本校の教職員は、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、スクールカウンセラー、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

全ての生徒が他人を傷つけるかもしれないという前提に立ち、自分を深く理解しかつ相手の立場に立つことのできる社会人になれるよう支援する。特定の教員だけでいじめ問題を抱え込むことなく、生徒・教職員・保護者・関係機関が連携して組織的に対応できるよう本委員会を中心としていじめ対策に取り組んでいく。

#### イ 所掌事項

- 学校におけるいじめ防止等に向けた校内体制の確立
- 生徒・教職員に対する、道徳教育及び人権教育の推進
- 関係機関とのいじめ防止等に向けた連携協力体制の確立
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応
- 重大事態への対処、外部への情報発信

ウ 会議

原則としてスクールカウンセラー勤務日に合わせ1～2箇月に1回開催する。

エ 委員構成

副校長

生活指導部主任

厚生部主任

学年生活指導担当

生活指導部担当者

スクールカウンセラー

養護教諭

特別支援コーディネーター

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校だけでは対応しきれない生徒の問題行動の対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援する。

イ 所掌事項

○学校いじめ対策委員会の支援全般

○問題行動発生時における警察や児童相談所等との連携

ウ 会議

年間3回 校長室にて開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

学校運営連絡協議会

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 入学時に言語技術ガイダンス等を行い、コミュニケーション能力の向上を図る。特に本校においては、自分を主張する際に他人の立場を傷つけないコミュニケーション能力を習得するよう支援する。

イ ホームルーム活動や学校行事、生徒会活動、部活動などの集団活動を推進する。

ウ 職員会議や成績会議、進路検討会等において、随時生徒情報の共有に努め、必要に応じてスクールカウンセラーと連携する。

エ 各回ごとにテーマを決めた教職員に対する校内研修 を年3回実施する。

オ 「いじめ防止教育プログラム」を参考に、原則としてすべてのクラスにおいて、毎学期1度「コミュニケーション力向上」や「感情のコントロール」、「相互理解」などをテーマにした授業を実施する。

## (2) 早期発見のための取組

ア 生徒の生活状況把握のため、年間2回の「生活意識調査」を実施する。

イ 年間4回程度行っているホームルーム担任による個人面談において、生徒の状況把握に努め、必要な情報を管理職、学年、生活指導部、スクールカウンセラーと随時共有していく。

ウ ホームルーム担任、生活指導部、全教員で服装や持ち物に気を配り、必要な情報を共有する。

エ スクールカウンセラーによる1学年対象の面談を実施し、必要に応じて管理職、ホームルーム担任、学年等との情報共有を図る。

オ 全教員が年間1回、「いじめ発見のチェックシート」を用いて生徒の状況観察を行い、学校いじめ対策委員会において結果を集約・分析する。

## (3) 早期対応のための取組

ア いじめの状況について学校いじめ対策委員会や関係する教員を中心に聞き取りを行うなどして、正確に情報を把握する。

イ 授業中だけでなく休み時間や放課後（部活動や委員会活動など）においても複数の教員で状況把握を行うなど、被害生徒の安全確保に努める。必要に応じてスクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどで連携して被害者やその家族をケアする。

ウ 加害生徒に対しては、対策委員会や関係する教員で検討し、問題となる行動が改善できるよう組織的かつ継続的に対応する。必要に応じてスクールカウンセラーと連携して心のケアを行う。

## (4) 重大事態への対処

ア 必要に応じて学校サポートチームの指導助言などを受け、保護者・関係機関と緊密に連携して、迅速かつ適切に対応していく。

イ 被害生徒の安全確保のために、教職員で適切に情報共有を行い、登下校も含めて学校生活における状況把握を行う。スクールカウンセラーやソーシャルワーカー

による集中的な面談を実施する。

ウ 必要に応じて被害生徒に対して特別授業や課題などの学習支援を行う。

エ 学校いじめ対策委員会を中心として加害生徒がいじめを行う背景を分析して学校全体で情報を共有することで組織的に対応し、必要に応じてスクールカウンセラーと連携して心のケアを行う。

オ 管理職の指導の下、適切に情報を公開する。

## 5 教職員研修計画

(1) 年間3回(各学期ごと)、学校いじめ対策委員会を中心に「いじめの未然防止・早期発見」「いじめ防止のための情報共有」「いじめの早期対応と校内体制、保護者・地域との連携」などの各テーマやカウンセラーによる事例報告等の内容で教職員に対する校内研修を実施する。

(2) 年間3回、各学期末にスクールカウンセラーによるスクールカウンセラー報告会を行う。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 各学年の保護者会において、いじめ問題に関する報告や講話を実施する。必要に応じてスクールカウンセラーによる講話を実施する。

(2) ホームページや学校広報誌などを通じて学校としてのいじめ問題への取組や校内研修の様子を公開する。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 全校集会などの機会に、外部機関と連携して、いじめ問題についての講話を行う。

(2) いじめと認知され、学校だけでは解決が難しいような重大な案件である場合には警察や医療機関など必要な機関と十分に連携を取り合いながら、問題の解決にあたる。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価にいじめに関する事項を盛り込み、いじめの実態把握に努めるとともに、学校の対応に関する要望などを聞き取る。

(2) 年間1回、教職員へのアンケートにおいて、いじめ問題への取り組みについての調査を行い、いじめ問題への取り組みを総括し、次年度の「いじめ防止基本方針」に反映させていく。